

条約の Interpretation と現代国際法の対応

大 西 公 照

1 はしがわ

2 Interpretation の輪郭と追及のしかた

3 人類の経験を加味した幅広い Interpretation とは

4 条約の Interpretation と New Haven Approach の影響とその後の進展

5 Interpretation と *De Lege Ferenda* の問題

6 おわり

1 はしがわ

条約の「Interpretation の問題」は「条約が解かねばならない条約」（一般にウイーン条約法条約）の中でも特異な位置を占める。勿論、この小論で取り扱うテーマも、それが主対象となるのであるが、本文でもこれを単純に「解釈」とは訳す。

条約の Interpretation と現代国際法の対応（大西）

れど、ナマのまゝの言葉を用ひぬ」とした。 Interpretation もそのまゝ「解釈」と訳してしまは、かなりの抵抗を感じたがゆゑある。

尙、「条約法に關するウーハー・ハーマンの条約」（本論では以後、通称に従い、『ウーハー・ハーマンの条約』なる言葉を用ひ）の第11節とは、三一条より1111条に亘るゆので、一九六九年五月11日ウーハー・ハーマンの条約の前文では、「各国の憲法上、社会上の体制の如何に關係なく国家間の平和的協力を發展せしむる手段として、条約が絶えず重要性を増大せしむる」とし、「条約に関する紛争が他の國際的紛争と同じく平和的手段により、且正義と國際法との原則に従って解決せしむるべく」とを確信し」と唱へ上げて居るのであるが、現実には、その Interpretation の対応をめぐり各様の解釈を施し、その点からする紛争が絶えないのは今更ハリと説明を要せんハリ。

ウーハー・ハーマンの条約が、その源を Draft Articles on the Law of Treaties of the International Law Commission (通称の ILC 草案と呼ぶ) に発しており、その主要な部分が、その儘「ウーハー・ハーマンの条約」に移し換えて居るのであるが、私はハリで移し換えたのではない残存部分にも注目しつゝ、更にまだ筆者のウーハー・ハーマンの条約は、学生時代の恩師 Hardy Cross Dillard 先生、その流れを汲む The New Haven Approach グループとも略して聽こを聽く、その集大成ともなつた Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell, James C. Miller の出典の労作 The Interpretation of Agreements and World Public Order の五章を紹介し、Interpretation の研究が条約法の核心をなす点をあらわすべく取り出し、現代における研究の現況と今後のあり方をも探つてみた。

筆者は、条約法に関し、すでに日本文としては、高田源清編、条約の本質とその法的性格の研究⁽¹⁾ (昭和五一年三月)、更に第11篇、同(2)法政論叢・一四号を学会に提供しておる、ハリの小論はその第11篇をなすものである。

勿論、ハリの拙論が、学会でも極めて難解とされる、 Interpretation の本質とその法的性格の追及、更に新しい欧米の学

会を賑わし始めた動態国際法の立ち場よりみて、今後のあり方にどれ程まで迫り得たかについては、内心大いに忸怩たるといふ。

大方のい叱正を[レ]、今後のい指導を仰がしたいと思ふ。

- (1) 大西公照「条約の本質とその法的性格⁽¹⁾」(昭和五一年三月) 高田源清編、産学社。
(2) 大西公照「条約の本質とその法的性格⁽²⁾—ケーススタディに見る超多国間条約への展開—」(昭和五三年五月一〇日) 法政論叢一四号。

II Interpretation の輪郭と追及のしかた

条約の Interpretation (Treaty Interpretation) の輪郭と追及のしかたで、私の恩師 Hardy Cross Dillard 先生は相当度の精力を集中された研究をなされていて、

精力を集中された研究をなされている。

彼の研究の特色とすなへいのは、手続も法で運用する、又はすぐある人間の自由裁量 (Discretion) の非錯覚的な (non-illusory) 領域を確認するにあつたといえよう。彼はまた一九六三年のアメリカ国際法協会会長就任挨拶で、いの問題に触れ、言語の漠然性、文脈の前後からあるある関連性 (relevance)、更に「新しい考え方からずの圧力のトド、伝統的な古い秩序よりする法的請求をうまく調和させ、正当に解釈、賢明に interpret われて、上手に Interpretation の工夫が組み込まれた」⁽¹⁾ ものとして、法の核心的使命を果たしていふとの意見には非常に消極的であるとの立場を表明している。

私はいじり、国際条約の Interpretation の主題くの「形作り」その「方向性」を与えるハーモナイズされたペター
ンが潜んでこねむ壁⁽²⁾のやね。

Dillard 先生は、又 New Haven Approach の方針、方向には多くの知的類似性を共有すると言つてゐる。とりわけ、彼は強い価値傾向への穩健なる感応性 (responsiveness) を通じ、それが国内、国際を問わず、特殊な人間社会の福祉と尊厳を促進せんが為の法扶序を作り上げるゝに大いに関心を寄せていたのである。この為か、あらぬか、彼はこの関心を促進せんとして多くの知的な仕事場 (vineyard)⁽²⁾、例えば白人の主宰する明らかに異国風の純粹学者、または現代ゲーム理論を弄ぶ人々のグループ、更にニューヨーク港湾局の機能を仕る明るいかに平凡な人々の中にも顔を出していく。これらの幅広い取り組み方の中に、常に法システムを如何にして実施し、運用すべきかについての複雑微妙を理解させる為の把握を第一とする Dillard 先生の研究が(2)ここに見事に統一されてゐるようだ。

とにかく、彼の「条約の Interpretation」における特色とは、条約文の解釈における制限内で法的解釈の追究をしたがるところ、学者達の前近代的な多々の国境の垣根を奮勇を振つてまでしてなくしてしまふことにあつたと言えようかと思う。

勿論、氏に教えを受けた者として、氏が生涯かけて追求したといふもの、研究室の雑談中に語られた日常会話的条約論の端々までを、追究するにいさぎ易なことではない。

ハリドはその命題を次の項目に擱つてみたい。

I 法的な Interpretation の特別の内容や、条約解釈上の典型的な焦点を顧慮するにとなしに、人間としての経験に対する Interpretation の問題、関連性の供述。

II Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell, James C. Miller 等による The Interpretation of Agreements and World Public Order たる最近の著書で、公にされた New Haven Approach の主たる輪郭の解明。

III 國際法委員会による、公にされた条約解釈に関する提出草案の New Haven Approach との比較。

四 条約解釈の範囲を確立しめた New Haven Approach の點での法の批判的評価と条約解釈過程における適切な概念形成に向むけたのりお等範囲の重要性に關する論議。

五 条約解釈の範囲について、その適切な説明がなされた New Haven Approach 後の、次のステップである「*いかのヤシハベナハシテ*」。

である。

一 以上の五点は焦点を握り、大体の輪郭が明かにされたのである。

- (一) Dean Dillard's Presidential Address to the Annual Meeting of the American Society of International Law. Conflict and Change: The Role of Law (1963). Proceedings, American Society of International Law, pp. 50—51.
- (二) op., cit., Some Aspects of Law and Diplomacy, 91, HAGUE ACADEMY RECUEIL DES COURS 518 (1957).
- (三) New Haven, Yale University Press (1967).

III 人類の経験を加味した壁 \rightarrow Interpretation へ

Interpretation の定義については、かなり振幅があり、例えは Oxford English Dictionary では「(1)翻訳行為、訳の説明 (explanation)、解説 (exposition)、(2)ある事物がルールによって解説されるべきものの方針、例えば正当なる解説がそれを示す」などである。この範囲の定義は、解釈なる用語を表わす出発点として多く用いられるものだ。この対象語が「直感的」である ambivalence (反対感情併存) や「アカペラ」などの形で現れる場合、Interpretation の意味の場合、解釈の「自由」や autonomy (自律性) と objectivity (中立性) との間に多少の「バネ」が現われてゐるからである。一方で「規範性」を示すが、他方で同時に手段としての機能を表わすとした類似である。この「バネ」、然もや

条約の Interpretation へ現せ国際法の対応 (大題)

れから結果するといひの意味の曖昧さが、Interpretationなる用語をして、同時に語意追求対象として、かなり魅惑的、かつ神秘的なものたらしめているのも事実。

いずれにしても、宣伝や廣告、僭在的なまかしの時代にこそ、我々はよく理解せんとする解釈行為への努力を注ぐ」とにより、より記述上の二者択一行為の上手な扱い方を通じて、出来る限りそのもつれを解くようになると基本となる。ニーチェは、これを人生経験に関する解釈の急進的な表現にしが過ぎぬと表明している。彼は「そこには何の事実もなく、ただ解釈のみが存する」と言うのである。我々の経験に対する理解は、所詮全部が解釈の結果と言よう。宇宙を横切り、時間を貫く Interpretation の送達はつまるところ解釈とそのコミュニケーションの関係を強調しているに過ぎない。

コミュニケーションの放送網をコントロールするところの人々は、規範的には力強い影響力を及ぼすことが出来る。彼ら等の解釈は共同社会生活を利用したり、意見を形作ったりするなどが可能である。ここでは自分が興味を抱いて来ている解釈が、ある権威を伴いつゝ、その対象への解釈として権勢のあらゆるパターンの基本的な構成要素として「自然」とか、「真実」又は「必要」とかの、いくありふれた言葉を多用しつゝ、抑圧的な、且功利的なヴェールをかぶって登場して来ているのである。優勢の最も予測される殆んどのフォームされ、例えば男に対する女の優位なる命題も、Interpretation の取り扱いとしてある種の男性コントロールの表現といふことになる。

「男は種族の記録そのものを残して來たし、それは何故に、歴史が戦争、征服、政治、激烈なる競争(hot competition)、抽象的な理性の年代紀であるかといふことを説明すれば足りることである。……古代の作家達は対女性に全く失敗して、両性間の社会的争いを起しあせるのと同じように、生物学的な面だけを誇張して伝えて來た」。⁽¹⁾この二つの前提命題は内在的なものである。それはまず第一に権威的なものとして一方の側に立った Interpretation の内容を撒き散らすことは、言葉を変えれば、決定的な見解から現存のもろもろの集団安全保障的な知覚対象をも杜げてしまふことにつながるし、第二に

は法律命令、裁判所、人間社会に惹起するいろいろの事件上での真実の追求が Interpretation の取り扱い方如何で環境条件そのものを変えてしまふことになるのである。Interpretation をする人の同一性や、彼等が用いる方法如何等によつても変わり得るといふを示してゐる。

また、Interpretation なる用語の意味の中にも、あまり固定した概念として、これを捉へるにとなづくの無理を伴つのであり、やはり時代に則した内容と表現が是非とも必要となるのは自然の理である。この点、英米法では、「裁判官が法律を作ら」の概念が定着しているので、時代に則するには裁判官の自由心証 (discretion) による変換で足り得るが、大陸法の場合、ややあれば、一時、実定法解釈主義に偏しがむといわれた時代もあつたが、現代では種々の努力の結果、判例を通じ、ケース、ケースで修正してゆく、いわゆる判例修正主義が一般化し、結論として同じ方向に進みつゝあるのは、今更説明を要せぬといふ。条約の Interpretation をみると、それが Interpretation の行為そのものを通じ、時代に則して多少の変更を示してゆくのは、避け難いといふべきよう。

また法律的な扶序という民主的なシステムのトドは、権威ある Interpreter 達は全面的な価値観傾向の光の中で、彼らの Interpretation を存在理由のあるものとして一般大衆を説得することを最終的な義務として来てゐるのも現代での一つの特色といふべし。

例えば政治的な神話や政府の管轄によってガヴァンわれる特別任務を受ける法人の実体、あるいは Interpretation の核心となる暗黙の存在理由を持つ要請より生産されるモノ、中立性と目的性の思考や autonomy (自律性) の外觀を表わす証拠の配列等の行為がそれらに入ると想えようかと思う。勿論、権力価値構造が Interpretation の取り扱い方に活力を与えるのは事実であり、ケースとして Civil War (一八六一—一九) より少し前に出た最高裁による Dred Scott 判決の文章は、まあしぐ第一次世界大戦後に出了 Brown v. Board of Education の判決文との権威性において好一対をなし得るものである。

」のようにして一般大衆への説得のスタイルは、その属する政府の価値期待可能性によつて相当度の制限を受けるのが普通であり、このことはいくらその条約文に権威性を持たせた Interpretation をしても、その全部をまで確實に国内大衆に示し出す必要も価値もなくなるといふことを示してゐるに過ぎない。

現代の世界で、自由民主主義を受け容れるいかの政府は国際社会での Interpretation の役割りを非常に重視しているのも現実の姿。その故に締結されて来た条約文について、ある特殊な Interpretation を母国向けに行なう」とは、民主主義国家の権威性からして容易に受け容れられないといふのである。締結された国際条約の文脈よりする国内向けの Interpretation の渗透は前提条件として価値収斂作用と同じく価値相違作用も考慮に入れなければならないといふのである。

Interpretation の國政への渗透はまた何故に特殊な Interpretation が採用されたかについて名サイドとの満足な論争と説明が、国民の知覚し得る利益の重ねに応じて知られるべき行為を含むものとするのは当然のことである。

更に Interpretation の制限に関する注意について Susan Sontag 嫌は、かなり刺戟的なフォームで問い合わせてゐる。

「Interpretation の現代のスタイルとは、掘り起すやうであり、とにかく掘り起こしつゝ、更にそれを破壊する」といふ尽きぬところがあるので、眞実は一つであるとの立場からテキストの後ろに隠れている sub-text (副テキスト) を見つけ出そうとして一心に掘り続けることである。今、最も歓迎され、影響力を持つとされる教条である、マルクスやフロイドのドクトリンも、實際には聖書の苦心して作る解釈学システムの焼き直しであり、換言すれば Interpretation の侵略的かつ、神を神とも思はず不信心なセオリーと同一であることが出来よう。フロイドの章句では、外部より観察出来るあらゆる現象が、明瞭なる内容として鉤括弧で大きく、すべて出されてゐる。」のべべり出された明瞭なる内容が、まず手始めに掘り出される対象となり、それから眞実の意味を見付け出す為に、ひとまずそれらを横に置いて、それから、それがの下に隠れてゐる見えていない内容を追究しにかかるのである。

マルクスにとっては社会的出来事とは、すべて革命や戦争に類するものである。フロイドにとっては、テキスト（夢や芸術の作品）も回じょうに個人の生活（神経性の徵候や舌のしみのよひだ）の出来事すぐりが Interpretation の近因として取り扱われていふ。

フロイドやマルクスに因れば、これらは出来事は非常に判り易く見えるに過ぎない。事実、彼らは Interpretation なしには何の意味合いをも持たなかつたといえる。理解するにあつて Interpret やるいふんだのである。そして Interpret あるにいは、それと同意義のものを発見しようとする効果の点でその現象を新たに言ふ直すいふでしかなかつた」⁽³⁾。

Sontag 嫌は、ハリウッド芸術作品の Interpretation をも含めて出してはいるが、然し彼女のこの件に関する言及はかなり幅広い適応範囲をもつてゐる。然も現代しゃべり起してから Interpretation は闇する意見で過熱し過ぎた状況下でも、そのむじをただせば、Interpretation とは Sontag 嫌がいうに、抑圧された最終目的という土台に立つても尚行為を求めるものの Polemicist (論証者) であり得ようとする人そのものなのである。

かかる舞台装置では、Interpretation は、おもむね用心深くあぬぐれだし、然も、出来れば正直な姿に立ち還り——いやむしろそれがおやかしいのは判つてゐるのだが、もしかすれば妥協するところ、出来るだけ、それを少なくし、——そもそもなんども Interpretation の求める研究の核心は實のこゝに立つかんとするがならない。Sontag 嫌はその点について次のような生々生々した力強い分析結果を公にしてゐる。

「Interpretation とはそれ自身、人間の良心ところ歴史的見解の範囲内に評価されなければならない。ある人文科学上の文脈に於いては、その文脈の前後関係から推して Interpretation とは一つの解放行為を意味するのである。それは既に逃げ去り、過去に死んでしまつたものの修正であり、価値の転換を意味する。また外の人文学上の文脈でも、言葉を移すにあたり反動、不適切、臆病、憲のうめのよひなどと以外の何者でもない。……Interpretation はまた芸術上の知性の復讐

である。

更にその上に、それはまた世界に於ける知性の復讐でもある。Interpret やむじふせ、意味の塗の世界を作り上げんが為に、その世界を質疑し、挑戦せねばハドある。……現世の紛糾の例証も、Interpretation みな藝術作品だけを「の世に残そらヒシヒダヤ人と対立したペリシテ人と同じだ」と叫んでゐる」。⁽⁴⁾

たしかに、この Susan Sontag 嫌の意見は藝術作品と國際秩序の主体対象物との間の離れた類推を余すところなく、力強く述べ出しある。

然し、私は出来る限り、外部から、觀察するより、彼の女と反対にその俯瞰図を作つてみる必要があるようと思ふ。Interpretation の取り扱いをヨーロッパ人のやうなのは、この激烈な地球的規模の紛争の中では、手を持つて戦う兵士のやうなものによって初めて為しらる大事業なのである。⁽⁵⁾

Interpretation の解釈に到達するには、やのやうにして、我々が世界を通じての紛争や暴動に対し、我々自身が出来得る限り妥協やねじれを避けて（より正確には Interpreted やふねじねんべ）国際舞台を作り上げる苦しみや勇気を発見する方法を覗付け出さるだけなのである。

たしかにアメリカ人らやうのひとのかハーナム戦争で、その実態を國民大衆に示すのと、原住民との間で紛糾した条約を以て Interpretation やくがで大きな傷跡を残してゐるのみ事實。ただ、その場合でも、國際法学者、例えば White 教授等は、國際條約の Interpretation は権力、正義、眞実によるべきものである。

(1) Marshall McLuhan., Leonard G.B., The Future of Sex., Look, July 25, 1967, p. 56.

(2) Dred Scott, 60 U.S. (19 How.) 393 (1875); Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).

(3) Sontag S., Against Interpretation (1966) p. 67.

(4) Sontag S. *Supra note* 5., pp. 7—8.

(5) Hirsch E., *Validity in Interpretation* (1967). Masters, Roger D., *World Politics as a Primitive. Political System*, 16 World Politics., p. 595, 596 (No. 4) 1964.

(6) White, Ralph K., *Misperception and the Vietnam War*, 22 *Journal of Social Issues* 1 (No. 3) 1966. *Misperception of Aggression in Vietnam*, 21 *Journal of International Affairs*, 123 (1967).

四 条約の Interpretation と New Haven Approach の発展の後の進展

Myres S. McDougal, Harold D. Lasswell, James C. Miller の *The Interpretation of Agreements and World Public Order* がその範囲は、世界をもつての大変だ。——実際 epoch making たるものであらう。

McDougal と Lasswell は、Miller の研究賛助があつたとして、国際法的秩序の目的に対する基本的な重要性をめぐる目的を新しく述べたる次の知識戦略として New Haven Approach の効果にてん々繰り返し、繰り返し、論證して来たのは、ハリド今更説明を厭がねばいわう。

この Interpretation に関する著作とは New Haven Group による纏綿な問題の描写、裁判と学問の解り易い俯瞰、研究の組織的な取り扱い、正確にして完全なる追究、技術革新とダイナミックな技術の関連性に対する開放度、二者択一概念の卒直な批判、適切な理解を助ける為の明瞭な勧告等から、今後研究が期待される分野になるようになるといふのがある学問的長所を具体化したものである。勿論それ以上加えて McDougal と Lasswell の功績とは、いかにもいふれば国際的な舞台装置の上で破壊的な暴動に陥りかねないたら、分散されたやり方で組織化されたやうにしたがは國際舞台でハル機能やね」とが期待出来るという方法で、非法律の部門の評価により、尊重され研究するといふ出来ようとしたらしいね。然も彼等一人は、ハリド110世紀の半ばに於けるアメリカ合衆国の外交政策が共産主義の影響の拡散を含む闘争にそ

焦点を擲り過ぎて来た為、予期しなかつた不慮の、かつタイムの狂つた国際政治の様相を具体化され、世界秩序への接近を図るゝ事が急速に困難になつて來たよう(3)にみえる点をも指摘していふのである。その意味で、この部分世界の公の秩序確立へ奔走されたるのれら両人によるシリーズの早期の完成は、ちよつと困難のように見受けられるが、然し Interpretation の仕事は、米ソ間の冷たい戦争から眞田一辺倒の歪んだ痕跡による傷跡だけではないといふことは世界における必然の趨勢である。

「The Interpretation of Agreements and World Public Order」では国際法廷、とりわけ最もその法的性格を示すものとして国際司法裁判所で行なう国際条約の Interpret の使命にその力点を置いたのが特色⁽⁴⁾。これは随所に窺えぬといひ得るのである。また明かにしたる研究とは、幅広く政府筋によつて行なわれる Interpretation の取り扱いと同じく、非法律的裁判所（例えば外交官事務所や国際組織）で国際条約を Interpret する代りに、国内法裁判所や国際条約を Interpret する多くの Interpretation（解釈）を含んでゐるのが従来の伝統的国際法にのみいれなかつたふじのとないところ。然し McDougal & Lasswell や Miller の二人の研究を国際裁判所による国際条約の Interpretation による仕組みの中に入みこみ織り込んだものである。

両三人はまだ、如何にして Interpretation の機能が意志決定者（decision maker）によって實現に行なわれるかといふところの理解可能な、組織的な概念を發展せむ。これは非常に説得力のある概念である。事実、そのアプローチは「勿論なる趣、いふべき国際条約を Interpret する為に残された唯一の聰明なやり方である（Well, of course, this is the only sensible way to interpret an international agreement）」との精神を同意したが故だ、それは必ず説得力のあるものである。ある考え方からいへば、New Haven Approach の精神の粹（すい）つた、110年紀半ば迄のアメリカで、理解せねばいた理性論の知識より提出された対象事物に対する苦心して明瞭かつ十二分に満足された implications（推論）を下すやうであった。

多分にの特性は Interpretation なる用語の中で発見される方法や内容という中心的論争に関し、より詳細な考慮によると、より決定的なものを言い表わし得るに違ひなかつたもの。

まず第一に、これら三人のアプローチは、他の著名な学者と違ひ条約の Interpretation について多く多くの著作を書いて来てゐるのが特色。例えば、その点に関する限り McNair の意見とは際立つた特色を示してゐる。⁽⁴⁾ この点について、私は国際条約の Interpretation に対する費された該博なる文学的素養、政策対象の衝突間の選択より惹起する基本的二分法の使用に気付かねを得ないのである。多くの国際法律家、とりわけ聖書の註釈の取り扱いが、 Interpretation の取り扱いのいく初歩的モデルとして規定されていた、かなり初期の時代に書かれたといふのも、それに権威性を持たせる為の基本として法の明確性を強調する傾向が強かつたのも事実。⁽⁵⁾ この強調は、一般にいふ教會の聖典の Interpretation に基盤を置いて、条約の Interpretation に対する機械的な接近と併う特殊な雰囲気を作り出してゐるのかどうの学者の承知するといふ。現に Interpretation に対する必要性は、その過失を引き出すことに精出すべしと回義語になり、条約草案の裏で示す最終目的とは、条約締結当事国の権利や義務に対する観点や意味合いに関する理由のない条約破棄をなくそらとして使用言語は極めりの明瞭かつ正確なものを用いることになって来ている。⁽⁶⁾ このような理想は、勿論、稀に到達することはあるとしても、若し紛争が発生した時には教会法による正典の引用文がそのテキストと、テキストの運用内容との間に何らか些細な人間的干渉を含めての解釈上の論点を解決するものと考えられる。これらの正典や格言は、 Interpretation の行為を弁護する立場を立て前としでゐるので、みんな Interpretation に必ずその行為をする人自身のいくつかの仲裁的意志構成による陳述を含むのは止むを得ないと推論を全然認めないとしようといし、屢々定義の外形上の成立をのみにその意義の決定を与えるのがちなものなのである。これが自動的な追究は言語の自律性や内容に力点を置くことを前提としており、所詮 Interpreter の使命とは、その国際条約の締結当事者達により何が、書を下

され權威づけられて來てゐるかと、う構文上の追究に及んでおはむのと見てよしむべである。Interpretation に対する
いう方向付けが与えられるが、自然にそひにテキスト第一位主義が顔を出でるのであり、ハリドガの Vattel の如口
にしたという格言を引き合へば、出でるを得ないのである。即ち、「Interpretation の必要のなふいものお Interpret
すゆるとは許されない」⁽⁶⁾ と書へりとする。この学派の Interpretation は、たる主張とはまことに左右の仲裁的
要素の外型と内容、両者を Interpretation おむね行為として取扱した時に生ずる文脈上の疑惑を元に戻すことであり、
とりわけ、国際条約を締結する時の交渉、態度、経過の曖昧にして、はつきりしない文脈を用い、一つの証拠を鑄型には
め、条約で力強く示されてゐる意味を隠してしまひし、当事国の義務を Interpret しようとする人に対し、夥しい機会を
創造してゆくことによるのである。然しこれは、いつの局面があるかと思われる。

〔〔「テキストがそれ自身語りこむ」とふれたりもあり、こねる Interpretation の行為の手数を省いたり、それ
を最小限に留める為に、充分なる言語を用ひ、何よりあらわれたノーマルな明瞭性を打ち出すところ考え方

〔〔 Interpretation の態度として、とても信頼出来ないような一方にのみ傾いた考慮でもつてある仲裁的な前置き
のみを書いて、一方的に激励するよしな、いわゆる超テキスト主義的な人の Interpretation に対する疑惑。
の二点である。

これらの研究を弁護する考え方として、条約文のテキストは何時も明瞭性にせしめ、正典付属文書も政策最終決定者が
示すものに出来るだけ近づかせようとする苦心の結果のモノが多いとする立場の人がある。これら正典付属文書も、屢々
政策最終決定者の自由心証主義⁽⁷⁾から結果する見解を最小限に纏めようとして、それら決定者の示した階級制度的な取り扱
い規定のフォームでまとめられねじが多い。その為これを Interpretate する場合、どうしてか、自國側の当事国からす
る自由概念に拘束されることが多い。それ程に正文付属文書の解釈とは至れりのものが多いくらいとなる。それで

は困るのである。

「」の如き⁽¹⁾ Charles Cheney Hyde 出^ル T.C. Yu 出^ル、基本的思考からスタートし、「原始的な形式主義の Interpretation も、科学的な rationalism (如釋用義) への進展を示す事的」なる考え方を探してゐる。彼は一九一七年に⁽⁹⁾ 「著述者で、条約の Interpretation の新システムの適用を発達させる為に、正典の上にだけでなく、証拠の根源の科学的追及に立脚するところの眞面目な詮みを完成せよ」として「⁽¹⁰⁾ とらへ」とを書いた。Yu 氏の方向⁽¹¹⁾ は Y. Chang 出^ルの *The Interpretation of Treaties by Judicial Tribunals* なる著作によれば、より発展を示す所⁽¹²⁾。Chang 出^ルの著述の中⁽¹³⁾、国際条約の論争になつた用語に関する見解を評価する為の証拠の究明が Interpretation のテーマの如きな他の概念の追究以上に、より記述された法律的行為であると細々と述べてゐる。

「全体からみて、条約の Interpretation に於ける法律職経験は、実際に条約締結当事国が、条約の中でもう特殊用語を用ひるかとも、やうやく証拠の種々の根元の力をかり、Interpreter の機能が単純にその核心をどう発見し、確認して、その最終的用語に近づいてからも結論に達する共通の傾向の反映でしがないのである。条約締結当事国が嘗て一度は相互に理解し、一致したものの意義が、また一度それら当事国によつて一致したんじが、理解され発見された時にば、やうやく条約の Interpretation の機能は完全に果たされ、遂行されたといふのである」と述べてゐる。

更に Chang 氏は「要するに条約の Interpretation の機能が正当に理解されるゝほど、全体の問題が証拠の問題になり、それ等の表現の仕方が単純な証明方法を要求し、またそれを容認するようになふ」と説明している。

Julius Stone 出^ル Yu 出^ル Chang 氏の確認した条約の Interpretation の議論を、明瞭に読みとれる言外の意味を検討する所⁽¹⁴⁾ で、そのやり方をより進歩を示してゐる。

彼はまた、教会法による正典家達が修辞学的判決の、事実にもとづく基礎を曖昧にしているだけでなく、基本的に法律上の立法的性格の役割りを抑圧しているいかさま師であると見做した。更に彼は教会法による正典の使用は、「現実に法的強制力が存在しないところで、強制的な法的指示の上にたゞ目的判決の外觀」⁽¹⁴⁾を作り出すと断じた。

彼によればこの偽り、又は作り話の目的とするものは「法律上の立法に対し既に行き渡つてしまつてゐる偏見を和らげようとするところにあつたのである」。Stone 氏は更に国際条約の生得の曖昧が Interpretation の行為における立法上の避け難い局面を作るのだと指摘していく。このことは、「現在の法律上の立法自身がよいのか、又は偽りの定義を意味する法律上の作り話の使用を通じてそれを変装する」のがよいのかに關する争点を見せつけていふといふのではなかろうか」とも述べているのである。即ち彼は、ハハハ、「選択の許されていない信頼よりも、むしろ責任を伴なつた良心で選択する」とが出来るなら、裁判所がより賢明な方法で選択する」とが出来るのではなかろうかと推断し、そのことの方がより重要な問題なのである」⁽¹⁶⁾とも強調する。

そこには、また、その判決が、もし法律上の立法行為の役割りが明示されるならば、受容されるべきか、どうかの関連問題の存在にまでその論を進める」とになる。Stone 氏は国際裁判所の判決についての権威性に到達するむずかしさを特に神経質な程にまで痛感していた模様。その点について「我々は今尚国家の集合体を社会倫理学的に断罪して申し出したり、それがと関連する方法で地方自治体における裁判所の判事が、国民の断罪を申し出したりする」との出来るような国際裁判所を持つていない。それなるが故に最後の手段として判事と共同体間のこの関係が、裁判上の法創造がある程度可能にさせ、自由との両立を与えるのである」と説明している。Stone 氏については、それなるが故に Interpretation を行なう立場の卒直性の承認が、取りも直さず直接に国際社会に於ける法秩序の制限⁽¹⁸⁾という考え方へと導いてゆくのであるとしている。

Stone 氏のこの分析は、むしろ Interpretation の行為が、正当に理解されるなら、国際裁判所が、権威性を持った判決を与

ある途を歩む事のめり込むことなるとする。

考えるに、Julius Stone 氏の分析は、国際社会に於ける法律上の権威の主張に関するすべての土台の欠如によつてその本質にすばらしくの入つてしまつたものを国際法律弁護士が、Interpretation の行為で Interpret しようとしむるその努力を例証してゐるのみである。

これを要約すれば New Haven Approach を知的言語に置き換えたものであると言ふ。私見によつては、New Haven Approach の如くは、Interpretation としての思考として Yu-Chang-Stone ハイムは依然反動(19)といふ、非常な影響力をもつての形成されたものである。

McDougal-Lasswell-Miller の著書(20)、Vattel の一七章で示した Interpretation は闇いの古典的見解から発してゐるのと、至る所で数多くのテキスト中心主義者の不適切な、不充分性の個所を摘出し、それを注視すべしとを強調している。そして、それはまた一九三五年に発刊された Harvard Research 条約法草案から影響を与えたものと思われる個所も散見するのである。最も「それはまだ少なくとも」一つのヤインの特別なセット、陳述のテキスト、当事国側が期待する排他的索引の使用の役割等々を偽りてまで自分のモノとするドッヂ(21)の仲裁的形式主義の自己防衛的術策の大きなセット」なのだとしてゐる。この Textual Autonomy (原典中心自律主義) の拒否は、Interpretation の行為そのものの追及が国際条約締結当事者の純正なる意志についての探索から導かれるべきであるとする統一的な主張と重なり合つてゐる点も見逃してはならない。最も「権威化された、最終支配決定権保持者による Interpretation のプロセスの第一の目的は、次のような命題で形作るものが出来よう。それとは、必ず関連連絡機関の当事者がお互に(22)の創造過程で成果をあげたところの、各々の期待可能性を発見せよ」というハルヒングの考え方である。McDougal-Lasswell-Miller はこの任何の心配もせずに、裁判所の創造性の役割りを素直に受け容れてゐるのである。

事実 McDougal-Lasswell-Miller は Yu & Chang 両氏の志向やアーティストとしているものと考えられるが然し若し最終意志決定者が関連証拠をバッキリやめるように要請している場合は、追究の手続き方法を与えることにより関連証拠と対照出来る事象として Interpretation の行為を取り扱おうとする要求にも反応する事が出来るに至る。それはまた国際条約を Interpret する為に「それをどうするか」についての道具箱を用意するのと同じことになるであろう。企業のトドメ、憲法が隠れてしまり、それが Julius Stone によるいつかの問題で提示されたもののやであるが、——その最高度の明瞭性が、裁判の判決の研究とともに違法性阻却原因にも望まれるといふものなのである。つまり権威性をもつ Interpretation はさむかぬ説得力と、文脈の組織的追究の結果の公平なる適応から自然に流れ出していくのがいいんだね。

以上の如きで McDougal-Lasswell-Miller は彼の意見を次のようにまとめている。

彼の「Interpretation など、古典の Interpretation の拒否を拒否やしない」とであり、最終意志決定者の仕組みを援護するため Interpretator を使用して彼の際会審問事項を国際条約の文脈に換える為の論争ともいふのである。所詮、正典からはガイダンスの機能が与えられるだけで、判決の一つの理論としてヴァッテル学派の機能に代り、文脈の重大な局面に対する最終決定者の注意を喚起する為のもの⁽²⁴⁾ と述べた後で、「われわれを我々が、薦める見解について Beckett & Fitz-maurice に於けるようだ、近年の両者の階級制度の極端な強調や、また Hyde & Stone、更には他の人々の判決をも、また拒否したいのである。上からの命令された階級制度のルールとあるゆるルールの拒否との間の選択は、有用な二者择一のルールの不必要的一つの制限を意味する。これらのルールの訓練された組織的使用は、すでに述べて来たように、明らかに Objective (目的の) 判決の為の違法性阻却原因としての正確な適応だけにとどまらず、むしろ、文脈上の要素に対する特別の方回遊や、それが要素の検討を示す取り扱いを示すことによっていたがるのであり、あらゆるケースに於いて適切な信頼

すぐれ手段だけではなく、関係者の純正なる旨及の期待可能性をも持たせねりとなる」⁽²⁵⁾と述べてゐる。

これが正典の中間的折衷見解は、伝統的な原則の役割り、政策を方向づける追究に対する障害物としてでなく、一つの出来事として再生する試みである。⁽²⁶⁾ McDougal-Lasswell-Miller は、おこやのルールがある教条（レグマ）によって裸にわれてしまつたが、それは安定した国際条約に対する Interpreter の仕事の踏みにじりにも関連する法探索に、ある種の艦盤上の推進を形作らせてしまふのである。

McDougal-Lasswell-Miller ら、条約の Interpretation は校やの闇心とは彼等の言葉によれば「人間の尊厳とこう世界に於ける公の秩序の具象化」(the Realization of a World Public Order of Human Dignity) を明確化して、勇氣でかば行くべとする永遠の法探索の旅の一部なのである。⁽²⁷⁾ 二人は、この最終目的を満足せしむる為に「無錯覚の下で」(under no illusion) の立場を強調している。即ち「それ程に含蓄ある、革命的な業績が、世界という活舞台の未来に、生きた流れるあまたの傾向に変化を与え続けられるとであらへ、それに沿うて受けんが為の粗雑なミステイク」も含まれてゐるに違ひない。しかし「一方では爆発的な科学や技術の成長時代に、世界秩序の再構築という人類にとって不可避の努力の与えらるべが未来から考えて、 Interpretation もある程度、それに合わせた方向へ引つ張られてゆくのをやむを得ない」といえるのではあるまいか⁽²⁸⁾。やがてはその時代の最終決定権保持者が現代に合わせて条約の Interpretation を行なわせるのは、よりやうと時宜に合つた適切なもの (fitting and proper that) であるようとも見えてしまう。

それらの点より考えて、 McDougal-Lasswell-Miller のこねんむすめいふを今一度まとめてみる。

工 國際条約の Interpretation は非常に重要である。

I Interpretation の目的は、出来得る限り完全に、条約締結当事国の純正な分担期待可能性と一致した条約文風に解釈する。然るにその期待可能性は世界法秩序の基本的規範を尊重しなじよろにだけ規定するより。これらの基本的

規範には最低限度の秩序、出来れば人権の基準をいかがでも前提条件として含むべし。

Ⅲ Interpretation の適切な方法とは、必然的に複雑性を持つべくねど極めり。即ち Interpretation の行為には単純性はなし」といふ。その行為は、主たる政策機能の破壊をもたらしてはいたならない。

Ⅳ Interpretation の複雑性は Interpretation の行為を形作る仲裁的な自由心証主義の見解に強引に従わせぬべしの組織的陳述を許さざるとある。

Ⅴ Interpretation の適切なる方法とはその地域や伝達広告塔の関連する特色部分を指示しながら、その知的領域の地図を素描する性格のものであるが、然し、それより正確性の適応をまで再生産してはならぬ。これらの追及の目的は判決の合理性や国際条約の意義に関する論争における違法性阻却原因の見方をも増大させねばならぬとする。

Ⅵ 「純正な期待可能性」に関して、条約文それ自身の洞察より得られた、補助理解に富むあるが Interpretation 追究に関する資料は、やぐでこれ Interpreter によってフルに使用されねばならぬ。何故なら Interpretation のプロセスはデータを集める現代技術の粹(精)の考慮や使用言語の論理的分析の進歩、更に文脈に最も関連のある特色についての研究から導かれる Interpretation の古典的正典の使用等によつて、より改良されねばならぬが出来るようになつて來るべきである。

Ⅶ 最後に、Interpretation の使命とは国際条約(内容上の原則)の意味について証拠の関連源に関する追究と、調査者(取り扱いの原則)の行為を示す会議の議事録等との間を厳に区別されねばならないとにありふるべしである。これがの原則の 11 つのセントを一緒にして初めて、見解と順序の両用語で研究の目的を詳細に進めることが出来るのである。

(一) いの研究には、その源流として The Vienna Circle, The Cambridge Platonists, The Prague Circle (英語 linguistics) があつたといわれてゐる。その他に McDougal, Lasswell ほかの New Haven Approach グループが存つだることはなく、このあた

セイジン・ギドン Gottlieb Gidion Politics が Yale University の Yale Approach が
D. Johnston による Y.U.P. 球盤の翻訳で翻訳されたもの。

- (2) op. cit., Chapter III Legal Order in a Violent World & Chapter II XV. & Appendix C. in The Politics of Law in International Society (1968), Princeton U.P.
- (3) McNair A., The Law of Treaties, p. 364-457.
- (4) Wittgenstein L., Philosophical Investigation (1953).
- (5) op. cit., (1953). リバーランドの構成、その規則やルールが異なるが取り扱うべきである。
- (6) Vattel E., Le Droit des gens (1758). リスボン Fenwick の規則がある、各法典が彼の範囲や範囲。
- (7) Degan V. L'Interpretation des Accords en Droit International (1963).
- Harvard Research in International Law., Law of Treaties: Draft Convention with Comment, 29 American Journal of International Law, Supplement, Part III, 657 (1935).
- (8) ルイ・フィリップの憲法は、その範囲を定めたもの。
- (9) Tsune-Chi Yu, The Interpretation of Treaties 77 (1927).
- (10) Id. p. 28. ジャスティン Hyde によると Hyde, Charles Chiney: 2 International Law chiefly as interpreted and applied by the United States, pp. 1468-72 (1945).
- (11) Chang, Yi-Ting, The Interpretation of Treaties by Judicial Tribunals (1933).
- (12) Id., p. 182.
- (13) Id., p. 185.
- (14) Stone, J., Fictional Elements in Treaty Interpretation—A Study in the International Judicial Process, 1 Sydney Law Review pp. 334-364 (1954).
- (15) Id., p. 349.
- (16) Id., p. 367.
- (17) Id., p. 364.
- (18) Stone J., Aggression and World Order (1958); The International Court and World Crisis, International Conciliation, 球盤の Interpretation と規則の範囲 (大註)

January (1962) pp. 3-64.

(19) McDougal M., & Associates; Studies in World Public Order, pp. 43-154, 987-1033 (1960).

(20) Id., XVII; id., pp. 361-9.

(21) Interpretation, Chapter xvi.

(22) op. cit., p. 11.

(23) Interpretation オペラヤヌカ、出典の幅広い範囲で作成され、文脈上の意味を離脱が従来より相違する傾向。

(24) op. cit., pp. 114-15.

(25) Id., p. 117.

(26) McDougal M.S., and Florentino P, Feliciano. Law and Minimum World Public Order pp. 121-260. (1961).

(27) op. cit., p. 395.

(28) Id.,

(29) Id., pp. 107-11.

(30) 最初から意味の曖昧さの Interpretation がなされたが、その内容を整理するにあたっては、幅広い概念に複雑性を残す傾向だ。

(31) Id., pp. 119-359.

H Interpretation と De Lege Ferenda の問題

国際条約の Interpretation を論じる、McDougal-Lasswell-Miller らの、国際公法の形成した Draft Articles on the Law of Treaties of the International Law Commission. さらに ILC 計議がある、日本の共同研究のためか、一ノ条約法条約 (Vienna Convention on the Law of Treaties) との関連性を示すものである。さらに、カーノー条約法条約の原文をみた。

第三節 条約の解釈

第三一条（解釈の一 般規則） 1 条約は、その文脈により、また、その条約の対象及び目的に照らし、条約の文言に与えられる通常の意味に従つて誠実に解釈されなければならない。

2 条約の解釈上、文脈は、前文及び附属書を含む本文のほかに、そのものを含むものとする。

(a) 条約の締結に関してすべての当事国との間において行なわれたその条約に関する合意。

(b) 条約の締結に関連して一又は二以上の当事国が作成し、かつ、その条約に関する文書として他の当事国が受諾した文書。

3 文脈とともに、次のものを考慮にいれなければならない。

(a) 条約の解釈又はその規定の適用に関して当事国との間で条約締結後に行なわれる合意。

(b) 条約締結後の条約適用上の慣行で条約の解釈に関する当事国の合意を確立するもの。

(c) 当事国の関係に適用される国際法の関連規則。

4 当事国がその意図を有することが証明されるときは、文書に対して特殊な意味が与えられるものとする。

第三二条（解釈の補足的手段） 第三一条の規定の適用の結果得られた意味を確認するため、又は次の二つの場合に意味を決定するため、条約の準備作業及び条約締結の際の諸事情を含む解釈の補足的手段を参照することができる。

(a) 第三一条の規定による解釈が意味をあいまい若しくは不明確なままにとどめる場合、又は

(b) 前記の解釈が明らかにおかしな若しくは不合理な結果に導くものである場合。

第三三条（二以上の言語による条約の解釈） 1 条約が二以上の言語により認証された場合には、その各言語による本文は、ひとしく正文とする。ただし、相違がある場合において、特定の本文が優先すべき旨を条約が規定するか又は当事国が合意する場合は、この限りでない。

2 認証された本文の言語以外の言語による条約の訳文は、その旨をその条約が規定するか又は当事国が合意する場合に限り、正文とみなされる。

3 条約の文書は、それぞれの正文において同一の意味を有するものと推定される。

4 第一項の規定に従つて特定の本文が優先する場合を除き、それぞれの正文を比較した場合に第三一条及び第三二条の規定の適

用ひるべく書かれたる意味の理解が求められる限りだ。條約の本意を正確に、各本件をもじきめくことである。

ホーリー (Berber, Friedrich, Völkerrechtliche Verträge, 1976 45)

Abschnitt 3 : Auslegung von Verträgen

Art. 31 Allgemeine Auslegungsregel. 1. Ein Vertrag ist nach Treu und Glauben auszulegen, entsprechend der üblichen Bedeutung, die den Begriffen des Vertrages in ihrem Zusammenhang und unter Berücksichtigung seines Ziels und Zwecks beizulegen ist.

2. Zum Zwecke der Auslegung gehört in den Zusammenhang des Vertrages zusätzlich zum Text einschließlich seiner Präambel und Anhänge:

- (a) jede Vereinbarung, die sich auf den Vertrag bezieht und zwischen allen Parteien in Verbindung mit dem Vertragsabschluß getroffen worden ist;
- (b) jedes Dokument, das von einer oder mehreren Parteien in Verbindung mit dem Vertragsabschluß errichtet und von den anderen Parteien als mit dem Vertrag in Verbindung stehendes Dokument anerkannt worden ist.

3. Neben dem Zusammenhang ist zu berücksichtigen:

- (a) jede nachfolgende Vereinbarung zwischen den Parteien hinsichtlich der Auslegung des Vertrages oder der Anwendung seiner Bestimmungen;
- (b) jede nachfolgende Praxis in der Anwendung des Vertrages, die die Übereinstimmung der Parteien hinsichtlich der Auslegung Ausdruck bringt;
- (c) alle einschlägigen Regeln des Völkerrechts, die in den Beziehungen zwischen den Parteien anwendbar sind.

4. Ein Begriff erhält eine besondere Bedeutung, wenn feststeht, daß die Parteien dies beabsichtigen.

Art. 32 Zusätzliche Auslegungsmittel. Auf zusätzliche Auslegungsmittel einschließlich der Materialien des Vertrages und der Umstände seines Abschlusses kann zurückgegriffen werden, um den Sinn, der sich aus der Anwendung des Artikels 31 ergibt, zu bestätigen oder um den Sinn festzulegen, wenn die Auslegung gemäß Artikel 31:

- (a) den Sinn zweideutig oder undeutlich läßt; oder
- (b) zu einem Resultat führt, das offenbar absurd oder unvernünftig ist.

Art. 33 Auslegung von Verträgen mit authentischen Texten in zwei oder mehreren Sprachen. 1. Falls ein Vertrag mit authentischen Texten in zwei oder mehreren Sprachen abgefaßt ist, so ist der Text in jeder dieser Sprachen gleich verbindlich, es sei denn, der Vertrag sieht vor oder die Parteien vereinbaren, daß bei Abweichungen ein bestimmter Text vorgeht.

2. Eine Fassung des Vertrages in einer anderen Sprache als der, in der der authentische Text abgefaßt ist, wird nur als authentischer Text betrachtet, wenn der Vertrageso vorsieht oder die Parteien es vereinbaren.
3. Es wird vermutet, daß die Begriffe des Vertrages die gleiche Bedeutung in jedem authentischen Text haben.
4. Außer wenn gemäß Absatz 1 ein bestimmter Text den Vorrang hat, ist, falls ein Verleich der authentischen Texte einen Bedeutungsunterschied erkennen läßt, der durch die Anwendung der Artikel 31 und 32 nicht beseitigt werden kann, die Bedeutung anzunehmen, welche die Texte unter Berücksichtigung des Ziels und Zweckes des Vertrags am besten miteinander in Einklang bringt.

換文ドク

SECTION 3. INTERPRETATION OF TREATIES

Article 31

General rule of interpretation

1. A treaty shall be interpreted in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to the terms of the treaty in their context and in the light of its object and purpose.
2. The context for the purpose of the interpretation of a treaty shall comprise, in addition to the text, including its preamble and annexes:
 - (a) any agreement relating to the treaty which was made between all the parties in connexion with the conclusion of the treaty;
 - (b) any instrument which was made by one or more parties in connexion with the conclusion of the treaty and accepted

by the other parties as an instrument related to the treaty.

3. There shall be taken into account, together with the context:

- (a) any subsequent agreement between the parties regarding the interpretation of the treaty or the application of its provisions;
 - (b) any subsequent practice in the application of the treaty which establishes the agreement of the parties regarding its interpretation;
 - (c) any relevant rules of international law applicable in the relations between the parties.
4. A special meaning shall be given to a term if it is established that the parties so intended.

Article 32

Supplementary means of interpretation

Recourse may be had to supplementary means of interpretation, including the preparatory work of the treaty and the circumstances of its conclusion, in order to confirm the meaning resulting from the application of article 31, or to determine the meaning when the interpretation according to article 31:

- (a) leaves the meaning ambiguous or obscure; or
- (b) leads to a result which is manifestly absurd or unreasonable.

Article 33

Interpretation of treaties authenticated in two or more languages

1. When a treaty has been authenticated in two or more languages, the text is equally authoritative in each language, unless the treaty provides or the parties agree that, in case of divergence, a particular text shall prevail.
2. A version of the treaty in a language other than one of those in which the text was authenticated shall be considered an authentic text only if the treaty so provides or the parties so agree.
3. The terms of the treaty are presumed to have the same meaning in each authentic text.
4. Except where a particular text prevails in accordance with paragraph 1, when a comparison of the authentic texts discloses a difference of meaning which the application of articles 31 and 32 does not remove, the meaning which best reconciles

the texts, having regard to the object and purpose of the treaty, shall be adopted.

仏文では、

SECTION 3: INTERPRÉTATION DES TRAITÉS

Article 31: Règle générale d'interprétation

1. Un traité doit être interprété de bonne foi suivant le sens ordinaire à attribuer aux termes du traité dans leur contexte et à la lumière de son objet et de son but.
 2. Aux fins de l'interprétation d'un traité, le contexte comprend, outre le texte, préambule et annexes inclus:
 - a) tout accord ayant rapport au traité et qui est intervenu entre toutes les parties à l'occasion de la conclusion du traité;
 - b) tout instrument établi par une ou plusieurs parties à l'occasion de la conclusion du traité et accepté par les autres parties en tant qu'instrument ayant rapport au traité.
 3. Il sera tenu compte, en même temps que du contexte:
 - a) de tout accord ultérieur intervenu entre les parties au sujet de l'interprétation du traité ou de l'application de ses dispositions;
 - b) de toute pratique ultérieurement suivie dans l'application du traité par laquelle est établi l'accord des parties à l'égard de l'interprétation du traité;
 - c) de toute règle pertinente de droit international applicable dans les relations entre les parties.
 4. Un terme sera entendu dans un sens particulier s'il est établi que telle était l'intention des parties.

Article 32: Moyens complémentaires d'interprétation

Il peut être fait appel à des moyens complémentaires d'interprétation et notamment aux travaux préparatoires et aux circonstances dans lesquelles le traité a été conclu, en vue, soit de confirmer le sens résultant de l'application de l'article 31, soit de déterminer le sens lorsque l'interprétation donnée conformément à l'article 31:

 - a) laisse le sens ambigu ou obscur; ou
 - b) conduit à un résultat qui est manifestement absurde ou déraisonnable.

Article 32: Moyens complémentaires d'interprétation

Il peut être fait appel à des moyens complémentaires d'interprétation et notamment aux travaux préparatoires et aux circonstances dans lesquelles le traité a été conclu, en vue, soit de confirmer le sens résultant de l'application de l'article 31, soit de déterminer le sens lorsque l'interprétation donnée conformément à l'article 31:

- c) de toute règle pertinente de droit international applicable dans les relations entre les parties.

4. Un terme sera entendu dans un sens particulier s'il est établi que telle était l'intention des parties.

Article 32: Moyens complémentaires d'interprétation

Il peut être fait appel à des moyens complémentaires d'interprétation et notamment aux travaux préparatoires dans lesquelles le traité a été conclu, en vue, soit de confirmer le sens résultant de l'application ou déterminer le sens lorsque l'interprétation donnée conformément à l'article 31:

 - a) laisse le sens ambigu ou obscur; ou
 - b) conduit à un résultat qui est manifestement absurde ou déraisonnable.

Article 33: Interprétation de traités authentifiés en deux ou plusieurs langues

に恐怖感を持つ人々の部門は存在しない⁽¹⁾と述べている程に難解なところをやである。勿論 ILC 草案の前に English and Scottish Law Commissions の素案を出してもよし。⁽²⁾

然る例えど ILC 草案¹¹⁷条にラベトカルボヤル Interpretation の意味とは、既に一八九〇年、Fiori の著した Il diritto internazionale codificato e sua sanzione giuridica ⁽¹²⁾と癡根をねじらぬものであつて、ILC 草案は Interpretation を誤る限り（常識）国際司法裁判所の出した判決文の詳細な集大成となるべから。

Tunkin 教授によつて示されてゐる二者択一用語では草案二八条b) a)についてもか Interpretation の a)とb)の法源間を区別する」とあるにあるべきだとしている。ハハでは「第一に締約当事国の意志を反映する条約文から推論される源に対して制限るべきであり、第二には、例えば準備段階の作業で、考慮しなければならぬとしても、然も同種の法的強制力を持たなかつた他の法源をも含ますべきだ」⁽⁴⁾としている。

〔 そのルールとは、若し何があるなら、現代の国際法 (lex lata) に於いて条約の Interpretation をガヴァン出来るルールである。⁽⁵⁾

〔1〕 ウィーン条約法会議成立以前の ILC 草案に於ける Interpretation 研究スタート時の条約用語の共通の意味を選択するのが得策だといふこと。ウィーン条約法条約は学者によつてあまりにもコネ回され過ぎてゐる。

II 約定の Interpretation は、既存の草案条項の法的改革 (de lege ferenda) の觀点から論じられる。

それでは、*lex lata* と *lex ferenda* の間にどのような区別が存在するのかが問題となって来る。これは要するに国際

法の成文化と進展に関する問題であり、更に Interpretation と条約の修正のテーマにも置かれていた。換言すれば、それが Interpretation と条約の修正間の区別である。

それでは最後に条約の Interpretation と De lege ferenda との區別を述べた後で、この問題は、パンス上、*de lege ferenda* が、又はそれに対する条約の Interpretation を闇かむ ILC 草案条項のうちの何れをとるかの問題を残してゐる。これが基本的に、実用的なグラウハムの上に描かれてゐるパンスシートは不可避免的に客観的なものなのである。その選択は会議のテーブル上で法律上の政策決定者に対し残されていなければならぬし、最後の手段として、その国の政府が条約に対し当事者となる資格のあるものである。

抽象的に申せば Interpretation (⁽⁷⁾) は闇かむ *lex lata* の衡平法上のルールは国際法委員会や全体委員会によりて採用された決議よりも多分に優先権を持つものである。もし、最終的にある判決が衡平法上の一つであり、しかもその法的性格が実質的に ILC 草案条項によって影響されるならば——条約締結当事国や裁判所は ILC 草案条項の外觀の後に隠かれてくる運用判断を暴露するといふことにも慣らされたようだ。同じ理由から、如何なる ILC 草案条項の受容が、予言可能性(⁽⁸⁾)より以上に、国際的な裁判判決を作り出しえ得てゐるかどうかを調ひぐるかじめ非常にむずかしいとするべきえそらである。

いかなるケースでも、未来に於いてそれは「ウェーハン条約法条約」の採用とは全く関係なく、国際条約の Interpretation にかかるより多くの争点が、国際裁判機構の前に、現在以上にその姿を表わして来るであろう。そこで両締約当事国は、ある条約の解釈をめぐり、自働調節 Interpretation の状態で、意見の不一致が表われた時は、両当事国が条約文節についての衝突意見個所を残す」ととする以外にその途はないように見えるのである。

然し Interpretation の衝突意見を残すと言つて、それが多発されれば元も子もなくなってしまう。やはりせりにば、悪

乗りの Interpretation を防ぐある種の非法律的衝突防止に関するテストが、嘗て ILC 草案に入っていた程度に認められて然るべからうかと思われる所以である。

それにはまず、

I もし、条約締結当事国に対し、その条約のある部分の意義や外見上の論理的根拠よりも、むしろ衝突法上の根拠に立つ Interpretation の問題が論争の火種となつて残つてゐる時は、両当事国とも多分に、より苟立つ、あるある既存の条約不一致点を拡大せよとして必定である。

II しかし、ILC 草案を用ひて Interpretation に関する組み付き解釈をとらへても、それにも限度があり、土台、草案そのものが現在でも不完全な個所がいふぶん発見されており、とてもいわゆる衝突回避に即効薬とはなり得ていないのが現状。それには ILC 草案が変化せり再生せりたこと、われる国際法委員会とウェーバーン会議全体委員会のものもとの決議をも力強く参照されなければなるまい。⁽¹⁾

III しかしながら、ILC 草案を金科玉条として、言語の通常の意味を発見する試みは、もとより全く無理な相談。草案起草者は、通常の単純明快な言葉の使用にのみ執着し、特別の意味をもつて用語の使用を避けて通つて いるのは周知の事実。もとより半分が曖昧か、あまりにクレバーナのものでも、残りの半分が立派だとの態度で望むべきである。

IV ILC 草案も、テキストとしてたしかに衝突法上の原則には立つて いるが、何分、超多国間条約 (trans-multilateral treaties) のものであり、最初の起案国 (leading state) の意志が土台になつておらず、その他の、後で加盟する大多数の国の意見は全く反映されないがな。

V また、由國自身の法伝統や国際的法律政策の目的に依存するといひの国際法学者連は、歴史的 Interpretation を施すべくして、条約の Interpretation に関する、文字上の、組織的、且機能的テクニックを探り、出来る限りの ILC 草

案の中や、自分に都合のよしやうだけを擇り出し、使用しようとする傾向がある。

ところが、条約の Interpretation のルールには、本質的に相互の、且共通の利益に寄与する内容のものでなければならぬとのやうであり、「カーネギー条約法条文」(セントラル・ルール) は十九条の規定が、条約の Interpretation を使用される場合、心理的な土台でけん立騒がしいも、それには解もあり、また反面審を含んでじゅうぶん考え方を前提として取りかかる必要があるであつて。何故にしろ、ILC 草案にはだしがに存在したのは、カーネギー条約法条文で述べられた個所にいわく Interpretation に關する重要な判断規準が存して、だらしなくはれてはたぬあ。それとは統一性 (uniformity)、率直性 (straightforwardness)、最後に単純性 (simplicity) のプロトコールである。

これがわが邦にいたるにあつては。

(一) op. cit., p. 361.

(二) English and Scottish Law Commissions, Working Paper on the Interpretation of Statute 52.
Sinclair IM., The Principles of Treaty Interpretation and their Application by the English Courts, 12 Int'l & Comp. L.Q. 508 (pp. 475-551) (1963).

Sinclair は英外務省の補助顧問。然しあるいの論文は彼の個人的見解であり、如何なる意味かといふ、役人の立場の意見を述べたものではある。されどしろ彼は条約法の開拓者としての McNair に最大の謝辞を呈しておつゝる The Law of Treaties は凡ての尊意を負ふと書かれてゐる。また Mann, F.A. は資料の提供を受けたとして感謝の意を表してゐる。
(3) 八十九条。宣誓や議定書 (プロトコール) によって作られた条約の曖昧な文節の翻訳は、西欧事国語の条約としての法的有効条件を満足せた時には何時でも法律的かつ必要な認承形式を持つたものと見做される (Borchard, E.M. は取扱) 伊文和記。

國際公法の Interpretation は、たゞか一義的解釈か？

Ikle F., How Nations negotiate 15 (1964) に於ける Two consequences of ambiguity が挙げられる。Two consequences of ambiguity have been distinguished so far: (1) the parties have an honest misunderstanding about implications that the agreement fails to spell out; or (2) one party, while knowing what its opponent expected of the bargain, may pretend that it had a different understanding of it (i.e., the ambiguities are exploited to cover up a deliberate violation). There is a third possibility: the parties to the agreement know that the ambiguous terms mean different things to each of them. It may be more appropriate to call this *equivocality* than ambiguity. Equivocal language is used to cover up disagreement on issues which must be included for some reason in a larger settlement or which must be dealt with as if there was agreement. An equivocal agreement is similar to a partial agreement that leaves certain undecided issues for future negotiation, with the difference that the equivocal terms serve to cover up differences rather than mark them for future resolution.

- (4) [1966] 1. (Part 2) Y.B. Int'l L. Comm'n 190, U.N. Doc. A/CN.4/L.107, L. 115 (1966).
- (5) text II, *infra*.
- (6) op. cit., III.
- (7) op. cit., V.
- (8) Visscher C. De., supra 45, p. 44.
- (9) Eustathiadès C., Conciliation et Arbitrage dans la Convention sur les Traitées, Melanges Modinos p. 28 (1968).
- (10) [1962] 2 Y.B. of Int'l L. Comm'n 160, p. 17.

K ん タ ル

國際公法の Interpretation は、たゞか一義的解釈か？

ルネラウ「約撲を守る約」(Pacta Sunt Servanda) の解釈がその代表的である。この問題の概要

公法の Interpretation と國際法の扱い(大綱)

出来上へて来て居たのが、私の見解であり、条約の Interpretation をガヴァンやる国際慣習法のルールも、合意によって成立した意義および法律上の効果は、まず第一に少なへむ衡平法の精神に則りて実施せらるべあるのが第一の公準 (postulata) にならうかと思ふ。

次に採り上げるが、「ウイーン条約法条約」の呂くねいた ILC 草案における Interpretation の不採用条項であり、これが今後の条約法に於て、より正確な「憲法基準」の建設を意味するので、断つてこの方向を杜けたならないとの点である。

更に疑問、それが他の *de lege ferenda* と譲るのみのやあれ、これが ILC 草案条項は、必ず以て非法律的性格を伴つてゐる部分が多いとして最初に認めたのがやである。最終的には、とにかく国際裁判所（命、司法・（常設）仲裁・専門機関による決定）により精査された後に下された判断は、判決は勿論のこと、何故にその答が確定したかを検討すべしとするべし、より進歩するものである極めてはならぬといふ。

Interpretation の原則として「合意は拘束する」のヨロリコーム「万物は流転」、条約の Interpretation もヨリ「スフオーラする」への「動態解釈」がある程度条約法の中の一原則として組み込まれるべき點に立つて居ると思ふ。